

# 野田 九条通信

2013年11月 95号

「野田・九条の会」事務局

Tel 7122-0502

野田九条の会ホームページ

<http://www17.ocn.ne.jp/~art.9/>

## 秘密保護法は必要ない！

10月12日野田・九条の会が行った「秘密保護法」の学習会には21人の参加者で、講師の島貫美穂子弁護士から、詳細に法案の内容と、問題点を学びました。

この法律で特定秘密と指定するのは・外交・防衛・特定有害活動・テロリズムの防止のほか特に秘密にすることが必要であるものとなっており、これでは大臣の判断で何でも拡大できてしまう。また秘密とする期間も5年としているものの延長ができることとされ、永遠に秘密とされる恐れがあること。

公明党が主張した第三者のチェック機関も統一基準の作成には関わることが省庁が特定秘密に指定する段階では第三者機関は入らないという内容らしい。

そもそもこの秘密保護法は本当に必要なのか、今までの秘密漏えい事件で実刑になったのは1件だけ、それも情報管理の不備だったという。

アメリカの国家安全保障会議との関係が必要とされるが、これはまさにアメリカと戦争ができる国への道だろう。戦前の「軍機保護法」のように国民に戦争批判をさせないようとする目的にほかならない気がする。

今の臨時国会で成立されないよう、国会の動向に注目し、国会議員への働きかけや集会などの直接行動などできることを今行動しましょう。

### 金子勝 講演会

#### 憲法の語り部になろう！

11月24日(日) 1時半

中央公民館へ行こうよ！

今年の野田・九条の会の秋の講演会は、九条を守ろうと活動してきた私たち自身がもつと力を発揮するためにしっかりと学習しようと思案しました。自民党の憲法草案の中身を知り、現憲法とどう違うのか、自分の言葉で発信できるようにしようとするものです。

既に封書でお手元に案内が届いていますか。秋はいろいろな行事が目白押しですが、ぜひ24日だけは中央公民館にお集まりください。

### 地元の国会議員FAX

◆ 齋藤 健

03-3508-3221

◆ 長浜博之

03-6550-0606



### 今月の予定

- 11月9日(土) 1時~2時半 九条の会定例会 樺のホール4階 集会室第2  
3時~4時 9の日アピール 愛宕駅南側 電車に向かってボードでアピール
- 11月9日(土) 2時~4時 「秘密保護法案」の学習会  
講師：島貫美穂子弁護士 野田中央公民館 日本国民救援会野田支部
- 11月10日(日) 2時~4時 映画上映と懇談「干ばつの大地に用水路を拓く」  
中村哲医師治水技術7年の記録 南部梅郷公民館 南地域9条の会
- 11月20日(水) 1時~4時 樺のホール4階 研修室  
「いまさらに憲法と向き合う」第1回 前文、第1章天皇 けやき9条の会
- 12月8日(日) 2時~4時 30 「戦争体験者の話を聞く会」  
講師：牧野 衛(野田かたりべの会) 南部梅郷公民館 南地域9条の会

講師の金子勝先生はあの鈴木安蔵氏に学んだ憲法の専門家。小学校のPTAでお話しを聞いた方からの推薦です。分かりやすいお話と、質問時間もたっぷり取りまします。お誘いの封書に同封してある出欠はがきを出してください。

資料代500円は当日受付で。

# 「憲法は断崖絶壁に」

九条の会は10月7日在京の呼びかけ人、大江健三郎さん、奥平康弘さん、澤地久枝さんが出席し、記者会見を行い、アピールを発表しました。安倍首相は27日自衛隊記念日観閲式で、日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増している「現実」を強調し、『「平素は訓練さえしていればよい」とか、『防衛力は、その存在だけで抑止力となる』といった従来の発想は、この際、完全に捨て去ってもらわねばなりません。』と訓示。この目線の先にあるのは「戦争をする国」です。

会見で澤地久枝さんが、「憲法は、断崖絶壁の側にいる。同じような考えを持っている人たちが触媒のように、みんなに話しをするようになっていく以外に、政治を変えていくことは難しい。」と言っておられます。私たちもアピールに応じて、安倍首相の暴走を阻むための行動に立ち上がりましょう。

集団的自衛権行使による

「戦争する国」づくり

に反対する国民の声を



日本国憲法はいま、大きな試練の時を迎えています。安倍首相は、「憲法改正は私の歴史的使命」と憲法の明文を変えることに強い執念をもやす一方で、歴代内閣のもとでは「許されな

い」とされてきた集団的自衛権行使に関する憲法解釈を転換し、「戦争する国」をめざして暴走を開始しているからです。

日本が武力攻撃を受けていなくともアメリカといつしよに海外で戦争するといふ集団的自衛権の行使が、「必要最小限度の範囲」という政府の従来の「自衛権」解釈から大きく逸脱することは明白です。それどころか、日本やアメリカの「防衛」ではなく、日米同盟を「世界全体の安定と繁栄のための『公共財』」(防衛省「防衛力の在り方検討に関する中間

報告」とみなし、世界中のあらゆる地域・国への武力介入をめざす体制づくりです。

この企ては、本来なら衆参両院の三分の二以上と国民投票における過半数の賛成という憲法「改正」の手続きを経なければ許されない内容を、閣議決定だけで実現してしまうものです。そのため、長年にわたり集団的自衛権行使を違憲とする政府の憲法解釈を支えてきた内閣法制局長官の入れ替えまでおこなわれました。麻生副総理が学ぶべきと称賛した

ナチスがワイマル憲法を停止した手口そのものです。これは立憲主義を根本からつき崩すものであり、とうてい容認することはできません。それだけではありません。安倍内閣は、自衛隊を戦争する軍隊にするために、海

外での武力行使に関する制約をすべて取り払い、「防衛計画の大綱」の再改定により、「海兵隊的機能」や「敵基地攻撃能力」など攻撃的性格をいちだんと強めようとしています。

「戦争する国」づくりにも足を踏み入れようとしています。すでに安倍内閣は、防衛、外交に関する情報を国民から覆い隠し首相に強大な権限を集中する「特定秘密保護法案」や日本版NSC(国家安全保障会議)設置関連法案などを臨時国会に提出しようとしています。

自民党が作成した「国家安全保障基本法案」では、「教育、科学技術、運輸、通信その他内政の分野」でこれらの「安全保障」政策を優先させ、軍需産業の「保持・育成」をはかるとしているばかりでなく、こうし

た政策への協力を「国民の責務」と規定しています。これを許せば、憲法の条文には手をふれないまま自民党が昨年四月に発表した「日本国憲法改正草案」における第九条改憲の内容をほとんど実現してしまいます。

さらには福島原発事故の無責任と棄民、原発技術輸出の問題、その他問題山積の現状があります。

戦前、日本国民はすべての抵抗手段を奪われ、ズルズルと侵略戦争の泥沼に巻き込まれていった苦い経験をもっています。しかし、いま日本国民は国政の最高決定権をもつ主権者であり、さらに侵略戦争の教訓を活かした世界にも誇るべき九条を含む日本国憲法をもっています。

いまこそ日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、歴史の教訓に背を向ける安倍内閣を草の根からの世論で包囲し、この暴走を阻むための行動にたちあがりましょう。

二〇一三年一〇月七日

九条の会